

MJ インフォメーションパートナーズ会員 利用規約

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本規約は株式会社 MJ カンパニー（以下「当社」といいます。）が運営する MJ インフォメーションパートナーズ（以下「本サービス」といいます。）に関して、第5条に定める MJ インフォメーションパートナーズ会員（以下「会員」といいます。）に適用されるものとしします。

第2条（目的）

本サービスは、当社が会員の事業発展に寄与するため、会員に対し、会員の販路拡大、広告宣伝及びメディセルの知識・技術向上に係る支援サービスを提供することを目的とします。

第3条（本規約の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）を、会員の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、会員に対し随時必要な事項を通知した時点から、その効力を生じるものとしします。本規約の変更を会員が確認しないことにより発生した利用者の損害について、当社は責任を負いません。なお、本規約の変更が承諾できないとき、会員は、当社が別途指定するフォームにより通知し、随意に利用を停止することができます。

第2章 会員

第4条（会員）

本規約における会員とは、第6条に定める入会申込を行い、当社が入会を承認した個人及び法人をいいます。

2 当該承認後、会員は当社が定める本サービスを利用できるものとしします。

第5条（入会の申込方法）

入会を申込むときは、所定の申込書類により入会申込手続を行っていただきます。

2 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなします。

3 第11条に定める月会費を当社が指定する利用開始日までにお支払いただきます。

第6条（入会の承諾）

当社は、会員入会の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、申込を承諾しないことがあります。

- ① 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等があるとき
- ② 入会申込者が存在しないとき
- ③ 入会申込者の承諾なくして他者が申込んだとき
- ④ 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断したとき
- ⑤ 過去に当社の利用承認が取り消され、又は除名処分とされているとき
- ⑥ 入会申込者が本規約に同意しないとき
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者であると当社が認めるとき
- ⑧ その他、会員として不適当であると当社が認めるとき

第7条（会員の契約期間）

本サービスの契約期間は契約月から1年間とし、契約期間満了の2ヵ月前までに双方いずれからも別段の申出がないときには、さらに1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とします。

第8条（譲渡の禁止）

会員は、本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても、貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできません。

第9条（変更の届出）

会員は、入会申込の際に当社に申告した事項について変更があったときは、変更内容を速やかに当社に届出るものとします。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出が無いとき又は前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、当社は変更のないものとして本サービスに関する事務を行うものとし、これによって会員または利用者に生じた損害について、一切責任を負いません。

3 第1項の届出があったときは、当該届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第3章 料金

第10条（月会費）

会員は月会費として、当社に3,000円（消費税別）支払うものとします。

- 一旦納入した月会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- 当社は契約後の情勢の変化に応じて、月会費を見直すことができるものとします。

第11条（決済手段）

会員は、当社の定める月会費（以下「月会費」といいます。）を以下に記載する当社所定の方法により支払うものとします。

- ① 集金代行会社による口座振替
- ② その他、当社が定める方法による支払

第12条（決済）

会員は、前金制にて前月26日に月会費を当社に支払うものとします。

- 当社は月会費及びこれにかかる消費税相当額を、前条に基づき選択された決済手段に従って、会員にそれぞれ請求するものとします。

第14条（相殺）

会員及び当社が互いに金銭債権を有するときは、当社は、当該金銭債権が本サービスに基づいて生じたものであるか否かを問わず、かつ弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでも対当額をもって相殺することができるものとします。

第15条（契約終了後の措置）

会員及び当社は、本サービスの契約期間が終了したとき、引き落とし翌日より終了とします。

- 本規約は、付随する全ての個別契約が終了したときまで効力を失わないものとします。

第4章 禁止行為

第16条（禁止事項）

会員は、本サービスの契約期間内において次の行為をしてはいけません。

- ① 会員が、本サービスの契約の有効期間内に、当社の同意なく当社の会員又は取引関係のある業者と直接取引契約を締結すること
- ② 当社及び会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- ③ 当社及び会員又は第三者に不利益を与える行為又はその恐れがある行為
- ④ 当社の運営を妨げるような行為

- ⑤ 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらの恐れがある行為
- ⑥ 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第5章 利用中止等

第17条（会員の退会）

会員は、本サービス及び個別サービスを解除しようとするときは、当社が定めた期日までに、当社所定の方法により通知していただきます。当社は契約解除手続が完了するまで、月会費等を請求する権利を有します。

第18条（当社による契約解除）

当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの催告無しに本サービス及び個別サービスの全部又は一部を解除することができる。

- ① 金融機関からの取引停止の処分を受けたとき
- ② 監督官庁より、営業の取消し・停止等処分を受けたとき
- ③ 第三者より仮差押え・仮処分・差押え・強制執行、公租公課の滞納処分、競売等の処分を受けたとき
- ④ 破産の申立て・特別精算開始の申立て・民事再生手続開始の申立て及び会社更生手続開始の申立て又は任意整理手続への着手の事実が生じたとき
- ⑤ 解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
- ⑥ 支払い停止若しくは支払い不能に陥ったとき又は手形交換所から不渡り処分若しくは警告を受けたとき
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ⑧ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の義務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき
- ⑨ 当社に対する詐術その他背信的行為があったとき
- ⑩ 前16条に定める禁止行為があったとき
- ⑪ 前各号に準じる事実が生じたとき

第19条（中途解約）

会員は、入会后12ヵ月間は中途解約ができないものとします。

2 会員は、本サービスの中途解約の申し入れをするときは、中途解約する日の 1 ヶ月前までに、書面をもって当社に通知しなければなりません。

3 会員は、前項にかかわらず本サービスの中途解約の申し入れをするときは、本サービスの解約金として 2 ヶ月分の月会費を支払うものとします。

第 6 章 損害賠償

第 20 条 (損害賠償)

当社は、本サービス及び個別サービスの利用により会員に生じた一切の損害につき、その賠償義務を負いません。但し、当社の故意又は重大な過失により会員に損害を与えたときは、直接被った損害額の実費を上限として損害賠償を行うことがあります。

2 当社は、第 19 条の規定により本サービス及び個別サービスを解除したとき、解除により生じる会員の損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービス及び個別サービスの履行に関し、会員の責に帰すべき事由により損害を被った場合、損害賠償を請求することができるものとします。

第 21 条 (免責)

当社は、本サービス及び個別サービスの利用終了により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

2 当社は、会員が他の会員又は第三者によりなされた行為により被った損害に関し、いかなる補償責任も負いません。また、会員と他の会員または第三者の間で生じた紛争について一切関知しないものとし、会員は、自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとします。

第 22 条 (不可抗力)

天災地変、戦争、テロ行為、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、同盟罷業その他争議行為、輸送機関の事故、エネルギー供給又は原材料の不足、又は他の類似した若しくは類似しない当社の合理的支配の及ばない状況で、直接または間接的に生じた本サービス及び個別契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は不能につき、当社はその責に任じません。

第7章 個人情報の取扱

第23条（会員情報の取扱）

当社は、会員の氏名又は商号、代表者氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、月会費等の決済に必要な情報、本サービス及び個別サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」といいます）を取得するものとし、会員情報の保護について必要かつ適切な措置を講じることとします。

第24条（会員情報の利用目的）

会員情報の利用目的は、次の各号の通りとします。

- ① 当社が本サービスに関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
- ② 当社及び当社の業務委託先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に送付すること
- ③ 市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成及びその公表

第25条（個人情報の第三者提供）

当社は、「個人情報保護に関する法律」等の法令に基づく場合や適正なサービス提供の為に判断したときを除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本サービスに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

第8章 一般条項

第26条（裁判管轄）

本規約及び個別契約に関連して生じた一切の紛争に関しては、岡山地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

第27条（協議）

本規約の各条項に関し疑義を生じたとき及び本規約に定めのない事項については、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

第28条（提供サービスに関するお問い合わせ）

本規約に関するお問い合わせは、次の通りとします。

〒700-0953 岡山県岡山市南区西市 308-6

MJ インフォメーションパートナーズ会員事務局

TEL : 086-246-0777

E-mail : info-Medicell-91@mj-company.co.jp

附則

本規約は、2018年1月1日より施行します。